

(様式2：意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ニギス日本海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	磯谷 光一
所属又は職業等	上越漁業協同組合 代表理事組合長

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

(2) 各論に関する御意見（各項目に関する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

ここ最近、ニギスの漁獲量は減少傾向にある。しかし、操業にかかるコストの割に良い値段がつかない・買い手が見つからない為にニギスを狙って漁獲するのを辞める漁業者も多い。従って、漁獲量の減少が必ずしも資源量の減少と関係するわけではないと考える。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

- ⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

--

- ⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

--

- ⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

--

- ⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

資源量の把握の為に、大臣許可漁業のデータを用いて資源評価や漁獲量の計算を行っているのですが、都道府県にも全く同じ規制を導入することには疑問がある。仮に TAC 管理を行う場合は、大臣管理区分で行うのが適当ではないか。
--

- (3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

--

(様式 2 : 意見表明の内容)

資源管理手法検討部会における意見表明について

1. 対象となる水産資源

ニギス日本海系群

2. 意見表明の申出者

氏名	鳥取県農林水産部水産振興局水産課
所属又は職業等	(都道府県水産課として意見表明)

3. 意見表明の内容

注：この記載内容については、部会に提示され、公表資料に記載されることとなりますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

(1) 全体に関する御意見（本資源全般に係る御意見があれば、御記載ください。）

ニギスは鳥取県では沖合底びき網漁業で漁獲するが、底びき網という漁法の特性上、特定の魚種の管理は困難で、数量管理には向かない魚種だと言える。

また、ニギスは同漁業において、主体的に狙って漁獲される魚種ではない混獲魚種であることから、漁獲量が資源の状況を反映しているとは限らず、本資源を管理するにあたっては、資源評価を漁獲報告だけに頼ることなく、試験船等による調査を平行して行うなど、漁業者の納得がいく管理手法を示していただくようお願いする。

また、価格の安いニギスの TAC 管理のために休漁をすることになると、漁業収入の減少につながるだけでなく、他の魚種の TAC が十分に消化されず、結果として資源を有効活用できないという事態が発生する恐れがある。

TAC 管理するにあたっては、本資源のために休漁を余儀なくするなどということが無いよう、管理手法について漁業関係者等の意見を十分に聞いて検討していただくようお願いする。

(2) 各論に関する御意見（各項目に関係する御意見があれば、御記載ください。）

① 検討の対象となる水産資源の漁獲報告の収集体制の確認

鳥取県では、各沿海漁協から漁獲状況を収集するシステムを構築済み

② 資源評価結果に基づく資源管理目標の導入に当たって考慮すべき事項

MSY の妥当性の前に TAC 対象として妥当な魚種であるか、具体的かつ有効な資源管理措置が提言できるかの検討が必要と考える。

また、北部日本海と中西部日本海で遺伝的交流が行われているようには考えられないため、本種の系群区分が妥当かどうかについて遺伝子解析等の結果をお示しいただきたい。

③ 検討すべき漁獲シナリオの選択肢、漁獲シナリオを採択する際の注意事項

混獲魚種であり、選択的に漁獲ができないことを十分に考慮することと、加工

原料としても使われる魚種であるため、加工業者等、漁港背後地の関係者の周知が不可欠であると思われる。

④ 数量管理を導入・実施する上での課題及びそれら課題への対応方向

漁業者が有効な資源管理を行うためには、具体的な資源管理措置の提言が不可欠であり、本種における議論は十分に行われていないものと思われる。まずは総量規制からではなく、有効な資源管理手法の検討を研究機関等で検討していただきたい。

また、本種はアカムツ等と混獲されることが多く、低単価な本種の数量規定により、より漁家経営に影響が大きい水揚げ金額の高い魚種の漁獲が制限されることがないような配慮が必要である。

⑤ 数量管理以外の資源管理措置の内容（体長制限、禁漁期間等）

沖合底びき網は、6～8月の3か月間を休漁としている。

⑥ 予め意見を聞くべき地域、漁業種類、関係者等の検討

本種を漁獲する沖合底びき網漁船が所属する鳥取県漁協賀露支所及び境港支所、網代港支所、田後漁協の聞き取りは不可欠である。また、陸揚げ港の仲買、加工業者からの聞き取りも必要と考える。

⑦ ステークホルダー会合で特に説明すべき重要事項

MSYの数値や、再生産関係式の選択、 β の値決めではなく、まずは根本であるTAC管理をすべき魚種であるか、系群は適正な区分化、資源評価の精度は十分かなどを検討できるよう説明すべきと考える。

⑧ 管理対象とする範囲（大臣管理区分、都道府県とその漁業種類）

沖合底びき網（大臣管理区分）

(3) その他（御質問等があれば、御記載ください。）

漁獲量、水揚げ金額ともに主要魚種とは言い難い本種を、他の主要魚種より早くTAC魚種とすることに違和感を感じる。